証券コード　8303

提供書面分冊

連結計算書類
計算書類
監査報告書

連結貸借対照表　（平成22年３月31日現在）

株式会社 新　生　銀　行

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	493,141	預金	6,190,477
コールローン及び買入手形	19,129	譲渡性預金	284,909
債券貸借取引支払保証金	2,801	債券	483,713
買入金銭債権	252,761	コールマネー及び売渡手形	310,487
特定取引資産	223,279	売現先勘定	8,430
金銭の信託	292,227	債券貸借取引受入担保金	548,479
有価証券	3,233,312	特定取引負債	177,835
貸出金	5,163,763	借用金	1,186,837
外国為替	10,976	外国為替	17
リース債権及びリース投資資産	213,702	短期社債	17,700
その他資産	863,272	社債	188,278
有形固定資産	52,154	その他負債	619,201
建物	18,899	賞与引当金	8,842
土地	9,134	役員賞与引当金	126
有形リース資産	15,495	退職給付引当金	7,718
建設仮勘定	1,091	役員退職慰労引当金	244
その他の有形固定資産	7,534	利息返還損失引当金	70,088
無形固定資産	109,953	固定資産処分損失引当金	7,212
ソフトウエア	25,216	訴訟損失引当金	5,873
のれん	57,844	特別法上の引当金	3
無形リース資産	206	繰延税金負債	1,547
無形資産	25,249	支払承諾	623,786
その他の無形固定資産	1,436	負債の部合計	10,741,812
債券繰延資産	176	（純資産の部）	
繰延税金資産	18,969	資本金	476,296
支払承諾見返	623,786	資本剰余金	43,554
貸倒引当金	△196,642	利益剰余金	12,438
		自己株式	△72,558
		株主資本合計	459,730
		その他有価証券評価差額金	1,398
		繰延ヘッジ損益	△3,327
		為替換算調整勘定	△741
		評価・換算差額等合計	△2,669
		新株予約権	1,672
		少数株主持分	176,221
		純資産の部合計	634,954
資産の部合計	11,376,767	負債及び純資産の部合計	11,376,767

連結損益計算書 （平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで）

株式会社 新　生　銀　行

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**566,343**
資金運用収益	**283,581**	
貸出金利息	245,289	
有価証券利息配当金	30,560	
コールローン利息及び買入手形利息	114	
債券貸借取引受入利息	75	
預け金利息	210	
その他の受入利息	7,331	
役務取引等収益	**51,190**	
特定取引収益	**9,014**	
その他業務収益	**208,085**	
その他経常収益	**14,471**	
経常費用		**639,002**
資金調達費用	**75,595**	
預金利息	51,659	
譲渡性預金利息	1,323	
債券利息	3,880	
コールマネー利息及び売渡手形利息	297	
売現先利息	55	
債券貸借取引支払利息	637	
コマーシャル・ペーパー利息	1	
借用金利息	10,208	
短期社債利息	414	
社債利息	6,517	
その他の支払利息	598	
役務取引等費用	**26,060**	
その他業務費用	**170,405**	
営業経費	**191,772**	
のれん償却額	13,242	
無形資産償却額	7,685	
その他の営業経費	170,845	
その他経常費用	**175,168**	
貸倒引当金繰入額	95,433	
その他の経常費用	79,734	
経常損失		**72,659**
特別利益		**34,711**
固定資産処分益	125	
償却債権取立益	10,760	
社債等消却益	21,269	
その他の特別利益	2,555	
特別損失		**85,140**
固定資産処分損	2,087	
のれん減損損失	61,538	
無形資産減損損失	11,857	
その他の減損損失	2,349	
固定資産処分損失引当金繰入額	266	
訴訟損失引当金繰入額	2,210	
その他の特別損失	4,830	
税金等調整前当期純損失		**123,089**
法人税、住民税及び事業税	**1,540**	
法人税等調整額	**6,713**	
法人税等合計		**8,254**
少数株主利益		**8,807**
当期純損失		**140,150**

連結株主資本等変動計算書 （平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）

株式会社 新　生　銀　行

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	476,296
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	476,296
資本剰余金	
前期末残高	43,554
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	43,554
利益剰余金	
前期末残高	152,855
当期変動額	
当期純損失	△140,150
連結子会社増加による減少高	△0
連結子会社減少による減少高	△266
当期変動額合計	△140,416
当期末残高	12,438
自己株式	
前期末残高	△72,558
当期変動額	
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△72,558
株主資本合計	
前期末残高	600,147
当期変動額	
当期純損失	△140,150
連結子会社増加による減少高	△0
連結子会社減少による減少高	△266
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	△140,416
当期末残高	459,730
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△38,813
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40,211
当期変動額合計	40,211
当期末残高	1,398

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△2,996
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△330
当期変動額合計	△330
当期末残高	△3,327
為替換算調整勘定	
前期末残高	1,297
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,038
当期変動額合計	△2,038
当期末残高	△741
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△40,511
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,842
当期変動額合計	37,842
当期末残高	△2,669
新株予約権	
前期末残高	1,808
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△135
当期変動額合計	△135
当期末残高	1,672
少数株主持分	
前期末残高	206,037
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△29,816
当期変動額合計	△29,816
当期末残高	176,221
純資産合計	
前期末残高	767,481
当期変動額	
当期純損失	△140,150
連結子会社増加による減少高	△0
連結子会社減少による減少高	△266
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,889
当期変動額合計	△132,527
当期末残高	634,954

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　125社

主要な会社名

株式会社アプラスフィナンシャル（旧株式会社アプラス）
昭和リース株式会社
シンキ株式会社
新生フィナンシャル株式会社
新生信託銀行株式会社
新生証券株式会社

なお、株式会社アプラスパーソナルローン他６社は設立により、有限会社エス・エル・アストロは重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結しております。

また、株式会社アプラスビジネスサービス他４社は清算により、株式会社エス・エス・ソリューションズは昭和リース株式会社との合併により、長和建物株式会社は新生ビジネスサービス株式会社との合併により、ジーシー有限会社は株式会社エヌシーカード仙台との合併により、ビッグスカイ2008－１特定目的会社は実質的な支配力の喪失により、連結の範囲から除外しております。

なお、旧株式会社アプラスは、平成22年４月１日を効力発生日とする事業持株会社体制移行に伴い、同日付で株式会社アプラスフィナンシャルに社名変更しております。

② 非連結の子会社及び子法人等　88社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他66社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、会社計算規則第63条第１項第２号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　０社

② 持分法適用の関連法人等　22社

主要な会社名

Hillcot Holdings Limited

日盛金融控股股份有限公司

なお、TYC Company Limited他３社は清算により、SB-HSH Seed Holding他２社は株式売却により、Pensions First Group LLPは影響力の低下により、持分法の適用対象から除外しております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　88社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他66社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、会社計算規則第69条第１項第２号により、持分法の対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等　０社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日	67社
９月末日	１社
12月末日	52社
１月末日	１社
２月末日	４社

② ３月末日以外の日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち12社については、３月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

１．会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（ロ）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 減価償却の方法

① 有形固定資産（借手側のリース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３年～50年
その他　　２年～15年

② 無形固定資産（借手側のリース資産を除く）

無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結される子会社及び子法人等に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

なお、株式会社アプラスフィナンシャル及びシンキ株式会社並びにそれらの連結される子会社及び子法人等にかかる無形資産については、当連結会計年度末において全額減損処理しております。

（株式会社アプラスフィナンシャル）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年
商権価値（加盟店関係）	級数法	20年

（昭和リース株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

（シンキ株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年

（新生フィナンシャル株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年

また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年または８年）に基づいて償却しております。

③ リース資産（借手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(6) 繰延資産の処理方法

当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。

（イ）社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

（ロ）債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

連結される子会社及び子法人等の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、連結される子会社の社債発行費は、主としてその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、当行及び一部の連結される子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は198,293百万円であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号平成20年７月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディング株式会社（旧GEジャパン・ホールディング合同会社）と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。

(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準

固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結される子会社の本店並びに当行目黒フィナンシャルセンター等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。

(14) 訴訟損失引当金の計上基準

訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

なお、当該引当金計上対象の訴訟は平成22年４月８日に和解により終結いたしました。和解により確定した支払債務は平成22年４月21日にその全額の支払を完了し、同日、当該引当金の全額を取り崩しております。これによる翌連結会計年度の損益への影響はありません。

(15) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、連結される国内証券子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の５第１項の定めるところにより算出した額を計上しております。

(16) 重要な収益及び費用の計上基準

（イ）信販業務の収益の計上方法

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

（アドオン方式契約）

総合・個品あっせん	７・８分法
信用保証（保証料契約時一括受領）	７・８分法
信用保証（保証料分割受領）	定額法

（残債方式契約）

総合・個品あっせん	残債方式
信用保証（保証料分割受領）	残債方式

（注）計上方法の内容は次のとおりであります。

① ７・８分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

② 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

（ロ）リース業務の収益の計上方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（平成20年３月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結される子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は2,525百万円減少しております。

（ハ）消費者金融業務の収益の計上方法

消費者金融専業の連結される子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率または約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

(17) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(18) 重要なヘッジ会計の方法

（イ）金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。

（ロ）為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

（ハ）連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

(19) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(20) 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内の連結される子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（金融商品に関する会計基準）

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年３月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は7,248百万円減少、買入金銭債権は4,662百万円減少、繰延税金負債は606百万円減少、その他有価証券評価差額金は3,591百万円減少、貸倒引当金は12,753百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ5,041百万円減少しております。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

変動利付国債は、前連結会計年度末においては、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、従来の市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、市場価格と理論価格が乖離した状態が１年以上継続しているため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、当連結会計年度末においては、市場価格をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,037百万円減少しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く）40,877百万円

２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは36,301百万円であります。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は21,526百万円、延滞債権額は346,705百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,043百万円、延滞債権額は4,154百万円であります。

４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は2,739百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、３カ月以上延滞債権は919百万円であります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は61,369百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は3,464百万円であります。

６．貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は432,340百万円であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,582百万円であります。

なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,937百万円であります。

８．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、40,254百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、33,357百万円であります。

９．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	876百万円
有価証券	1,499,840百万円
貸出金	293,388百万円
リース債権及びリース投資資産	55,515百万円
その他資産	436百万円
建物	765百万円
土地	1,121百万円

担保資産に対応する債務

預金	790百万円
コールマネー及び売渡手形	310,000百万円
売現先勘定	8,430百万円
債券貸借取引受入担保金	548,479百万円
借用金	708,999百万円
その他負債	24百万円
支払承諾	920百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券231,818百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は227百万円、保証金は19,397百万円、デリバティブ取引の差入担保金は13,776百万円であります。

10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,306,934百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが5,113,865百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11．その他資産には、割賦売掛金347,845百万円が含まれています。

12．有形固定資産の減価償却累計額　68,139百万円

13．有形固定資産の圧縮記帳額　2,315百万円

14．「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産であります。

15．のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産ののれんとして表示しております。

相殺前の金額は、次のとおりであります。

のれん	64,193百万円
負ののれん	6,349百万円
差引額	57,844百万円

16．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,000百万円が含まれております。

17．社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債162,965百万円が含まれております。

18．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は48,283百万円であります。

19．１株当たりの純資産額　232円72銭

20．当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△72,473百万円
年金資産（時価）（含む退職給付信託）	56,114
未積立退職給付債務	△16,359
会計基準変更時差異の未処理額	3,027
未認識数理計算上の差異	13,777
未認識過去勤務債務	△2,983
連結貸借対照表計上額の純額	△2,538
前払年金費用	5,179
退職給付引当金	△7,718

（連結損益計算書関係）

１．その他業務収益には、リース収入109,836百万円を含んでおります。

２．その他経常収益には、金銭の信託運用益6,283百万円を含んでおります。

３．その他業務費用には、リース原価93,868百万円を含んでおります。

４．その他の経常費用には、貸出金償却18,448百万円、金銭の信託運用損14,455百万円及び利息返還損失引当金繰入額29,656百万円を含んでおります。

５．のれん減損損失及び無形資産減損損失は、株式会社アプラスフィナンシャル及びその連結される子会社に対する投資にかかるのれん減損損失61,538百万円及び無形資産減損損失7,638百万円並びにシンキ株式会社に対する投資にかかる無形資産減損損失4,219百万円であります。

　両社が営むコンシューマーファイナンス事業は、過払利息の返還請求の高止まりや、平成22年度の改正「貸金業の規制等に関する法律」の完全施行等の厳しいビジネス環境の影響から収益性が低下したため、のれん及び無形資産について両社グループの営む事業をそれぞれ一つのグルーピング単位として減損処理を行っております。両社グループの回収可能価額については、割引キャッシュ・フロー（DCF）方式を採用し、株式会社アプラスフィナンシャルは向こう５年間のキャッシュ・フロー予測と長期成長率を0.0％と仮定した継続価値の合計額に割引率13.0％、シンキ株式会社は向こう５年間のキャッシュ・フロー予測の合計額に割引率20.0％を適用して算定した使用価値として算定しており、その結果、両社グループに対する投資にかかるのれん及び無形資産の全額を減損損失として計上しております。

６．その他の減損損失には、シンキ株式会社における固定資産の減損損失1,283百万円を含んでおります。シンキ株式会社が所有する事業用資産のうち、市場価格の著しい下落が認められた遊休資産やIT統合により将来の使用が見込まれない除却予定の資産などについて帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その固定資産の種類ごとの減損損失の内訳は、土地104百万円、その他の有形固定資産81百万円、ソフトウェア1,097百万円であります。なお、回収可能価額は、主として正味売却価額により評価しております。

７．１株当たり当期純損失金額　　71円36銭

８．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

（連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　　要
発　行　済　株　式					
普　通　株　式	2,060,346	－	－	2,060,346	
合　　計	2,060,346	－	－	2,060,346	
自　己　株　式					
普　通　株　式	96,427	0	－	96,427	
合　　計	96,427	0	－	96,427	

２．新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

３．配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当ありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、子会社、子法人等及び関連法人等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、債券発行等による調達コストの効率化、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社、子法人等及び関連法人等においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

【貸出金】

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

【有価証券】

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

【買入金銭債権、金銭の信託】

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としています。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、当行グループが取得できる、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

【リース債権及びリース投資資産、割賦売掛金】

連結される子会社、子法人等の保有するリース債権及びリース投資資産並びに割賦売掛金は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

平成22年３月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約21％であります。また、不動産業分野の占める割合は約17％でありますが、そのうち７割程度はノンリコースローンであります。

当行の信用リスク管理においては、ポートフォリオベースで、業種、格付、特定顧客・グループ等のセグメント別リスクの分散状況をモニターしております。当行の集中管理フレームワークは、業種集中ガイドライン及び債務者グループ集中ガイドラインから構成され、ガイドラインを上回った場合に、レビューと対策が講じられます。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

【デリバティブ取引】

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的、ヘッジ取引等のために行っております。

①　金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
②　通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
③　株式関連	株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
④　債券関連	債券先物
⑤　クレジットデリバティブ関連	クレジット・デフォルト・オプション

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

①　市場リスク	取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスク
②　信用リスク	取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク
③　流動性リスク	所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に財務諸表に反映するために、当行の資産・負債について、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当行の信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種または特定の債務者への過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。具体的な指針につきましては「クレジットリスクポリシー」、「クレジットプロシージャー」及び各種手続体系に定めており、個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件については、案件与信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等により、決裁権限レベルを定めており、営業推進部門とリスク管理部門の権限委譲者による一致によってのみ決裁され、リスク管理部門に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースでは、業種や格付においてリスクが分散されるように、ポートフォリオリスク統轄部が業種、格付、特定顧客・グループなどのセグメント別のリスクの分散状況及びポートフォリオを構成する取引先の格付変動要因をモニターするとともに、四半期ベースでリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、期待損失率、案件格付に基づき、計量化しています。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等による保全を行っております。これらは年１回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引などの市場取引に伴う信用リスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクは、債券価格・外国為替レート・金利・株価・クレジットスプレッドなどが変動することで金融商品の価値に影響を与え、損失が発生するリスクを指し、当行では、オフ・バランス取引を含むすべての資産・負債をトレーディング勘定及びバンキング勘定に分類し、ALM委員会で資産・負債管理に係るすべての市場リスク管理のレビュー及び意思決定を行っております。

金利感応度を有するバンキング勘定の資産・負債の金利リスク管理は、「資産負債総合管理ポリシー」に基づき運営されております。

トレーディング及び資産・負債管理のためのバリュー・アット・リスク（「VaR」）などのリスク限度枠はALM委員会により承認されます。ALM委員会の下位組織である市場リスク管理委員会が週次で、市場リスク管理部から報告される市場リスク及び流動性について詳細なレビューを行っております。市場リスク管理部は、トレーディング及びバンキング勘定における市場リスクを適時に認識、モニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部署及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。通常のバンキング業務運営に起因するバランスシートの市場リスクは、グループ財務部が管理を行い、トレーディング業務に起因するより能動的な市場リスク管理は、キャピタルマーケッツ部が行います。

当行では市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

③ 流動性リスクの管理

資金流動性リスクについての経営層によるレビュー及び意思決定機関であるALM委員会は、短期流動性ギャップ限度枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、流動性リスクを管理しております。

「資金流動性管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

（百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額（△は損）
(1) 現金預け金	493,141	493,141	－
(2) コールローン及び買入手形	19,129	19,129	－
(3) 債券貸借取引支払保証金	2,801	2,801	－
(4) 買入金銭債権（＊２）	251,665	251,733	67
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	24,177	24,177	－
(6) 金銭の信託	292,227	292,300	72
(7) 有価証券			
売買目的有価証券	2,939	2,939	－
満期保有目的の債券	479,542	487,714	8,171
その他有価証券	2,617,552	2,617,552	－
(8) 貸出金（＊１）	5,163,763		
貸倒引当金	△142,817		
	5,020,945	5,215,953	195,008
(9) リース債権及びリース投資資産（＊２）	208,729	213,735	5,006
(10) その他資産			
割賦売掛金	347,845		
割賦利益繰延	△11,923		
貸倒引当金	△11,485		
	324,436	348,209	23,773
資産計	9,737,288	9,969,388	232,099
(1) 預金	6,190,477	6,286,732	△96,254
(2) 譲渡性預金	284,909	285,029	△120
(3) 債券	483,713	487,061	△3,347
(4) コールマネー及び売渡手形	310,487	310,487	－
(5) 売現先勘定	8,430	8,430	－
(6) 債券貸借取引受入担保金	548,479	548,479	－
(7) 借用金	1,186,837	1,181,436	5,401
(8) 社債	188,278	168,909	19,368
負債計	9,201,614	9,276,565	△74,951
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,375	3,375	－
ヘッジ会計が適用されているもの	△38,324	△38,324	－
デリバティブ取引計	△34,948	△34,948	－

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約（＊４）	623,786	△4,571

（＊１）貸出金のうち、連結される子会社が保有する消費者金融債権（758,156百万円）について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、70,088百万円の利息返還損失引当金を計上しております。
（＊２）買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
（＊３）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。
（＊４）債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（６ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（３ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格、取引金融機関から提示された価格によって算定した価格によっております。

(6) 金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容により、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(7) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は取引所の価格、取引金融機関から提示された価格、割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(9) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(10) 割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（６ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 債券、及び(8) 社債

公募による社債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近３ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債（財形、リッチョー）については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定並びに(6) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（３ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 借用金

借用金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) 有価証券」には含まれておりません。

（百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊１）（＊２）	52,846
② 組合出資金等（＊２）（＊３）	80,431
合計	133,277

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について889百万円、組合出資金等について21,117百万円の減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超
買入金銭債権	8,377	12,495	17,380	36,821
有価証券				
満期保有目的の債券	91,000	129,799	203,000	63,058
その他有価証券のうち満期があるもの	231,809	1,676,983	520,867	179,964
貸出金	1,406,002	1,148,108	603,760	1,518,857
リース債権及びリース投資資産	74,021	90,246	31,789	10,468
割賦売掛金	182,085	109,897	26,422	17,737
合計	1,993,296	3,167,530	1,403,221	1,826,908

（＊）なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

（注４）社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超
預金（＊）	4,263,025	948,334	901,767	77,350
譲渡性預金	276,859	8,050	－	－
債券	173,441	175,648	133,423	1,200
借用金	878,655	139,238	27,253	141,690
社債	13,122	439	33,300	141,416
合計	5,605,103	1,271,711	1,095,744	361,657

（＊）預金のうち、要求払預金については、１年以内に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産並びに「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成22年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（△は損）（百万円）
売買目的有価証券	△3,600
売買目的の買入金銭債権	△22,008

２．満期保有目的の債券（平成22年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（△は損）（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	353,322	357,982	4,659
	社債	70,432	71,823	1,390
	その他	44,665	47,898	3,233
	小計	468,420	477,705	9,284
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	11,121	10,008	△1,112
	小計	11,121	10,008	△1,112
合計		479,542	487,714	8,171

３．その他有価証券（平成22年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（△は損）（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,896	5,702	1,193
	債券	1,585,022	1,578,594	6,428
	国債	1,543,717	1,537,668	6,048
	地方債	1,787	1,721	66
	社債	39,518	39,204	313
	その他	127,046	110,765	16,281
	小計	1,718,965	1,695,062	23,903
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,837	12,087	△3,249
	債券	746,938	754,557	△7,619
	国債	464,563	467,211	△2,647
	地方債	－	－	－
	社債	282,374	287,346	△4,971
	その他	186,558	190,839	△4,280
	小計	942,335	957,485	△15,150
合計		2,661,300	2,652,547	8,753

（注）連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	
その他有価証券	8,753
時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券	103
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券	△7,309
（△）繰延税金負債	121
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	1,424
（△）少数株主持分相当額	0
持分法適用会社が保有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△25
その他有価証券評価差額金	1,398

（追加情報）

変動利付国債は、前連結会計年度末においては、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、従来の市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、市場価格と理論価格が乖離した状態が１年以上継続しているため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、当連結会計年度末においては、市場価格をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,037百万円減少しております。

４．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成21年４月１日至平成22年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	4,492	593	14
債券	1,284,114	5,626	68
国債	1,231,037	5,356	1
地方債	20,865	6	29
社債	32,212	262	37
その他	185,963	22,334	457
合計	1,474,571	28,554	539

６．流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券

平成20年10月１日付で「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券のうち、当連結会計年度末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記の通りであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成22年３月31日現在）

	時価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額（△は損）（百万円）
その他（外国債券）	46,502	45,498	△7,309

７．減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は47百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先　　時価が取得原価に比べて下落
要注意先　　時価が取得原価に比べて30％以上下落
正常先　　時価が取得原価に比べて50％以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（△は損）（百万円）
運用目的の金銭の信託	200,209	△10,037

２．満期保有目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

該当ありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	92,017	92,017	－	－	－

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

その他の営業経費　　94百万円

２．権利不行使による失効に伴い、当連結会計年度において利益として計上した金額

229百万円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第１回新株予約権		第２回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役11名 当行従業員2,185名		当行従業員３名	
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）１	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年７月１日		平成16年10月１日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成16年７月１日から 平成18年７月１日まで	平成16年７月１日から 平成19年７月１日まで	平成16年10月１日から 平成18年７月１日まで	平成16年10月１日から 平成19年７月１日まで
権利行使期間	平成18年７月１日から 平成26年６月23日まで	平成19年７月１日から 平成26年６月23日まで	平成18年７月１日から 平成26年６月23日まで	平成19年７月１日から 平成26年６月23日まで

	第３回新株予約権		第４回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員１名		当行執行役１名	
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）１	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年６月１日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成16年12月10日から 平成18年７月１日まで	平成16年12月10日から 平成19年７月１日まで	平成17年６月１日から 平成18年７月１日まで	平成17年６月１日から 平成19年７月１日まで
権利行使期間	平成18年７月１日から 平成26年６月23日まで	平成19年７月１日から 平成26年６月23日まで	平成18年７月１日から 平成26年６月23日まで	平成19年７月１日から 平成26年６月23日まで

	第５回新株予約権		第６回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役15名 当行執行役10名 当行従業員437名		当行執行役５名 当行従業員35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）１	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年６月27日		平成17年６月27日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成17年６月27日から 平成19年７月１日まで	平成17年６月27日から 平成20年７月１日まで	平成17年６月27日から 平成19年７月１日まで	平成17年６月27日から 平成20年７月１日まで
権利行使期間	平成19年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成19年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から 平成27年６月23日まで

	第７回新株予約権		第８回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役８名 当行従業員127名		当行執行役１名 当行従業員34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）１	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年６月27日		平成17年６月27日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成17年６月27日から 平成20年７月１日まで	平成17年６月27日から 平成22年７月１日まで	平成17年６月27日から 平成20年７月１日まで	平成17年６月27日から 平成22年７月１日まで
権利行使期間	平成20年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成22年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成22年７月１日から 平成27年６月23日まで

	第９回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員２名		当行従業員２名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年９月28日		平成17年９月28日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成17年９月28日から 平成19年７月１日まで	平成17年９月28日から 平成20年７月１日まで	平成17年９月28日から 平成20年７月１日まで	平成17年９月28日から 平成22年７月１日まで
権利行使期間	平成19年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成22年７月１日から 平成27年６月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員２名		当行従業員２名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年３月１日		平成18年３月１日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成18年３月１日から 平成19年７月１日まで	平成18年３月１日から 平成20年７月１日まで	平成18年３月１日から 平成20年７月１日まで	平成18年３月１日から 平成22年７月１日まで
権利行使期間	平成19年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成20年７月１日から 平成27年６月23日まで	平成22年７月１日から 平成27年６月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役15名 当行執行役14名 当行従業員559名		当行執行役３名 当行従業員28名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年５月25日		平成18年５月25日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成18年５月25日から 平成20年６月１日まで	平成18年５月25日から 平成21年６月１日まで	平成18年５月25日から 平成20年６月１日まで	平成18年５月25日から 平成21年６月１日まで
権利行使期間	平成20年６月１日から 平成27年６月23日まで	平成21年６月１日から 平成27年６月23日まで	平成20年６月１日から 平成27年６月23日まで	平成21年６月１日から 平成27年６月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役12名 当行従業員159名		当行従業員19名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年５月25日		平成18年５月25日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成18年５月25日から 平成21年６月１日まで	平成18年５月25日から 平成23年６月１日まで	平成18年５月25日から 平成21年６月１日まで	平成18年５月25日から 平成23年６月１日まで
権利行使期間	平成21年６月１日から 平成27年６月23日まで	平成23年６月１日から 平成27年６月23日まで	平成21年６月１日から 平成27年６月23日まで	平成23年６月１日から 平成27年６月23日まで

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役12名 当行執行役13名 当行従業員110名		当行執行役３名 当行従業員23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）１	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年５月25日		平成19年５月25日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成19年５月25日から 平成21年６月１日まで	平成19年５月25日から 平成23年６月１日まで	平成19年５月25日から 平成21年６月１日まで	平成19年５月25日から 平成23年６月１日まで
権利行使期間	平成21年６月１日から 平成29年５月８日まで	平成23年６月１日から 平成29年５月８日まで	平成21年６月１日から 平成29年５月８日まで	平成23年６月１日から 平成29年５月８日まで

	第19回新株予約権		第20回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員32名		当行取締役12名 当行執行役８名 当行従業員104名	
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）１	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株
付与日	平成19年７月２日		平成20年５月30日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成19年７月２日から 平成21年７月１日まで	平成19年７月２日から 平成23年７月１日まで	平成20年５月30日から 平成22年６月１日まで	平成20年５月30日から 平成24年６月１日まで
権利行使期間	平成21年７月１日から 平成29年６月19日まで	平成23年７月１日から 平成29年６月19日まで	平成22年６月１日から 平成30年５月13日まで	平成24年６月１日から 平成30年５月13日まで

	第21回新株予約権		第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役１名 当行従業員29名		子会社役職員43名	
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）１	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年５月30日		平成20年７月10日	
権利確定条件	（注）２		（注）２	
対象勤務期間	平成20年５月30日から 平成22年６月１日まで	平成20年５月30日から 平成24年６月１日まで	平成20年７月10日から 平成22年７月１日まで	平成20年７月10日から 平成24年７月１日まで
権利行使期間	平成22年６月１日から 平成30年５月13日まで	平成24年６月１日から 平成30年５月13日まで	平成22年７月１日から 平成30年６月24日まで	平成24年７月１日から 平成30年６月24日まで

	第23回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員17名	
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）１	普通株式 54,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成20年12月１日	
権利確定条件	（注）２	
対象勤務期間	平成20年12月１日から 平成22年12月１日まで	平成20年12月１日から 平成24年12月１日まで
権利行使期間	平成22年12月１日から 平成30年11月11日まで	平成24年12月１日から 平成30年11月11日まで

（注）１．株式数に換算して記載しております。
２．原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

（イ）ストック・オプションの数

	第１回	第２回	第３回	第４回
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	5,945,000	42,000	25,000	250,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	647,000	35,000	－	－
未行使残	5,298,000	7,000	25,000	250,000

	第５回	第６回	第７回	第８回
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	370,000	133,000
付与	－	－	－	－
失効	－	－	107,000	24,000
権利確定	－	－	2,000	－
未確定残	－	－	261,000	109,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	3,368,000	2,153,000	537,000	162,000
権利確定	－	－	2,000	－
権利行使	－	－	－	－
失効	675,000	232,000	111,000	34,000
未行使残	2,693,000	1,921,000	428,000	128,000

	第９回	第10回	第11回	第12回
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	26,000	－	7,000
付与	－	－	－	－
失効	－	8,000	－	7,000
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	18,000	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	157,000	27,000	41,000	7,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	49,000	9,000	41,000	7,000
未行使残	108,000	18,000	－	－

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	1,445,000	436,000	957,000	116,000
付与	－	－	－	－
失効	124,000	109,000	184,000	77,000
権利確定	1,321,000	327,000	456,000	22,000
未確定残	－	－	317,000	17,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	2,261,000	2,004,000	85,000	2,000
権利確定	1,321,000	327,000	456,000	22,000
権利行使	－	－	－	－
失効	762,000	287,000	110,000	4,000
未行使残	2,820,000	2,044,000	431,000	20,000

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	2,256,000	513,000	140,000	2,298,000
付与	－	－	－	－
失効	612,000	143,000	－	294,000
権利確定	975,000	205,000	88,000	37,000
未確定残	669,000	165,000	52,000	1,967,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	419,000	712,000	－	10,000
権利確定	975,000	205,000	88,000	37,000
権利行使	－	－	－	－
失効	232,000	36,000	－	－
未行使残	1,162,000	881,000	88,000	47,000

	第21回	第22回	第23回
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	1,635,000	203,000	97,000
付与	－	－	－
失効	665,000	10,000	21,000
権利確定	－	10,000	－
未確定残	970,000	183,000	76,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	－	－	－
権利確定	－	10,000	－
権利行使	－	－	－
失効	－	－	－
未行使残	－	10,000	－

（ロ）単価情報

	第１回	第２回	第３回	第４回
権利行使価格（円）	684	646	697	551
権利行使時平均株価（円）	－	－	－	－

	第５回	第６回	第７回	第８回
権利行使価格（円）	601	601	601	601
権利行使時平均株価（円）	－	－	－	－

	第９回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格（円）	697	697	774	774
権利行使時平均株価（円）	－	－	－	－

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利行使価格（円）	825	825	825	825
権利行使時平均株価（円）	－	－	－	－

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利行使価格（円）	555	555	527	416
権利行使時平均株価（円）	－	－	－	－

	第21回	第22回	第23回
権利行使価格（円）	416	407	221
権利行使時平均株価（円）	－	－	－

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度において付与されたストック・オプションがないため、記載しておりません。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
将来の失効数の合理的見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２２年５月７日

株式会社　新　生　銀　行
取締役会御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手　塚　仙　夫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　塚　雅　博	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　本　繁　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　順　二	㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第10期末 （平成22年３月31日現在） 貸借対照表

株式会社 新　生　銀　行

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**310,022**
現金	7,601
預け金	302,421
コールローン	**19,129**
債券貸借取引支払保証金	**2,801**
買入金銭債権	**621,271**
特定取引資産	**211,020**
商品有価証券	13
商品有価証券派生商品	297
特定取引有価証券	13,836
特定取引有価証券派生商品	45,258
特定金融派生商品	151,468
その他の特定取引資産	146
金銭の信託	**463,467**
有価証券	**3,674,523**
国債	2,361,568
地方債	1,787
社債	396,104
株式	441,094
その他の証券	473,968
投資損失引当金	**△3,370**
貸出金	**4,732,858**
手形貸付	146,526
証書貸付	3,784,780
当座貸越	801,550
外国為替	**10,976**
外国他店預け	10,521
買入外国為替	454
その他資産	**506,855**
前払費用	1,877
未収収益	15,160
先物取引差入証拠金	205
先物取引差金勘定	64
金融派生商品	240,223
社債発行費	154
未収金	124,871
その他の資産	124,298
有形固定資産	**17,890**
建物	12,501
リース資産	4
建設仮勘定	1,091
その他の有形固定資産	4,293
無形固定資産	**11,891**
ソフトウェア	11,850
その他の無形固定資産	40
債券繰延資産	**176**
債券発行費用	176
支払承諾見返	**11,266**
貸倒引当金	**△102,213**
資産の部合計	**10,488,567**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**6,533,555**
当座預金	143,344
普通預金	1,662,382
通知預金	11,589
定期預金	4,427,528
その他の預金	288,710
譲渡性預金	**290,909**
債券	**487,513**
債券発行高	487,513
コールマネー	**310,487**
売現先勘定	**8,430**
債券貸借取引受入担保金	**548,479**
特定取引負債	**176,668**
商品有価証券派生商品	127
特定取引有価証券派生商品	23,903
特定金融派生商品	152,637
借用金	**811,100**
借入金	811,100
外国為替	**222**
外国他店預り	207
未払外国為替	15
社債	**342,518**
その他負債	**392,414**
未払法人税等	484
未払費用	54,997
前受収益	525
先物取引差金勘定	190
借入有価証券	2,179
金融派生商品	297,766
リース債務	4
その他の負債	36,266
賞与引当金	**5,423**
固定資産処分損失引当金	**7,011**
訴訟損失引当金	**5,873**
繰延税金負債	**745**
支払承諾	**11,266**
負債の部合計	**9,932,620**
（純資産の部）	
資本金	**476,296**
資本剰余金	**43,558**
資本準備金	43,558
利益剰余金	**106,809**
利益準備金	11,035
その他利益剰余金	95,773
繰越利益剰余金	95,773
自己株式	**△72,558**
株主資本合計	**554,105**
その他有価証券評価差額金	**361**
繰延ヘッジ損益	**△192**
評価・換算差額等合計	**168**
新株予約権	**1,672**
純資産の部合計	**555,947**
負債及び純資産の部合計	**10,488,567**

第10期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）損益計算書

株式会社 新　生　銀　行

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**217,868**
資金運用収益	**153,051**	
貸出金利息	86,463	
有価証券利息配当金	51,251	
コールローン利息	114	
債券貸借取引受入利息	75	
預け金利息	66	
金利スワップ受入利息	4,970	
その他の受入利息	10,108	
役務取引等収益	**16,937**	
受入為替手数料	1,097	
その他の役務収益	15,840	
特定取引収益	**7,892**	
特定取引有価証券収益	4,457	
特定金融派生商品収益	3,435	
その他業務収益	**31,442**	
外国為替売買益	4,389	
国債等債券売却益	25,788	
その他の業務収益	1,264	
その他経常収益	**8,545**	
株式等売却益	2,459	
金銭の信託運用益	4,005	
その他の経常収益	2,080	
経常費用		**262,074**
資金調達費用	**77,918**	
預金利息	51,714	
譲渡性預金利息	1,323	
債券利息	3,880	
コールマネー利息	297	
売現先利息	55	
債券貸借取引支払利息	637	
借用金利息	2,943	
社債利息	16,472	
その他の支払利息	593	

科目	金額	
役務取引等費用	**9,843**	
支払為替手数料	1,550	
その他の役務費用	8,292	
特定取引費用	**186**	
商品有価証券費用	82	
その他の特定取引費用	104	
その他業務費用	**22,531**	
国債等債券売却損	511	
国債等債券償却	6	
債券発行費用償却	75	
社債発行費償却	114	
金融派生商品費用	562	
その他の業務費用	21,260	
営業経費	**69,780**	
その他経常費用	**81,814**	
貸倒引当金繰入額	36,146	
貸出金償却	16,351	
株式等売却損	13	
株式等償却	4,552	
金銭の信託運用損	19,977	
その他の経常費用	4,772	
経常損失		**44,205**
特別利益		**25,851**
固定資産処分益	1	
償却債権取立益	2,745	
社債等消却益	22,738	
その他の特別利益	366	
特別損失		**20,955**
固定資産処分損	389	
減損損失	292	
固定資産処分損失引当金繰入額	191	
訴訟損失引当金繰入額	2,210	
その他の特別損失	17,871	
税引前当期純損失		**39,309**
法人税、住民税及び事業税	**△34**	
法人税等調整額	**8,369**	
法人税等合計		**8,334**
当期純損失		**47,644**

第10期 (平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで) 株主資本等変動計算書

株式会社 新　生　銀　行

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	476,296
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	476,296
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	43,558
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	43,558
資本剰余金合計	
前期末残高	43,558
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	43,558
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	11,035
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	11,035
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	143,418
当期変動額	
当期純損失	△47,644
当期変動額合計	△47,644
当期末残高	95,773
利益剰余金合計	
前期末残高	154,454
当期変動額	
当期純損失	△47,644
当期変動額合計	△47,644
当期末残高	106,809
自己株式	
前期末残高	△72,558
当期変動額	
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△72,558

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本合計	
前期末残高	601,750
当期変動額	
当期純損失	△47,644
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	△47,644
当期末残高	554,105
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△38,049
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38,411
当期変動額合計	38,411
当期末残高	361
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△672
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	479
当期変動額合計	479
当期末残高	△192
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△38,722
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38,890
当期変動額合計	38,890
当期末残高	168
新株予約権	
前期末残高	1,808
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△135
当期変動額合計	△135
当期末残高	1,672
純資産合計	
前期末残高	564,836
当期変動額	
当期純損失	△47,644
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38,755
当期変動額合計	△8,889
当期末残高	555,947

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)　金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1) と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

４．買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

５．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　13年～50年

その他　　２年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

６．繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

(2) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

７．外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

８．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96,799百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

（会計方針の変更）

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号平成20年７月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(5) 固定資産処分損失引当金

固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店及び目黒フィナンシャルセンター等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。

(6) 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

なお、当該引当金計上対象の訴訟は平成22年４月８日に和解により終結いたしました。和解により確定した支払債務は平成22年４月21日にその全額の支払を完了し、同日、当該引当金の全額を取り崩しております。これによる翌事業年度の損益への影響はありません。

９．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は9,544百万円減少、買入金銭債権は4,727百万円減少、繰延税金負債は616百万円減少、その他有価証券評価差額金は4,436百万円減少、貸倒引当金は16,864百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ7,644百万円減少しております。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

変動利付国債は、前事業年度末においては、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、従来の市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としておりましたが、市場価格と理論価格が乖離した状態が１年以上継続しているため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、当事業年度末においては、市場価格をもって貸借対照表価額としております。これにより、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,037百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資総額　　494,211百万円

２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは35,080百万円であります。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は11,129百万円、延滞債権額は290,037百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は2,027百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,086百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は306,281百万円であります。

なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、454百万円であります。

８．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の期末残高の総額は、40,254百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、33,357百万円であります。

９．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	10百万円
有価証券	1,499,692百万円
貸出金	291,413百万円
その他資産	107,898百万円
担保資産に対応する債務	
預金	790百万円
コールマネー	310,000百万円
売現先勘定	8,430百万円
債券貸借取引受入担保金	548,479百万円
借用金	659,700百万円
その他負債	24百万円
支払承諾	920百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券231,783百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は8,402百万円、デリバティブ取引の差入担保金は13,029百万円であります。

10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,377,426百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,174,115百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11．有形固定資産の減価償却累計額　18,603百万円

12．有形固定資産の圧縮記帳額　2,315百万円

13．借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,500百万円が含まれております。

14．社債には、劣後特約付社債327,344百万円が含まれております。

15．「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は48,283百万円であります。

16．１株当たりの純資産額　282円22銭

17．関係会社に対する金銭債権総額　886,759百万円

18．関係会社に対する金銭債務総額　405,720百万円

19．銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度は剰余金の配当を実施しておりませんので、当該剰余金の配当に係る資本準備金ならびに利益準備金の計上を行っておりません。

20．当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△52,361百万円
年金資産（時価）（含む退職給付信託）	42,891百万円
未積立退職給付債務	△9,470百万円
会計基準変更時差異の未処理額	3,027百万円
未認識数理計算上の差異	10,617百万円
未認識過去勤務債務	△2,348百万円
貸借対照表計上額の純額	1,825百万円
前払年金費用	1,825百万円

21．当行子会社である新生フィナンシャル株式会社及びシンキ株式会社は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、新生フィナンシャル株式会社及びシンキ株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合等により、新生信託銀行株式会社の銀行勘定に損失が発生した際には、当行が当該損失を負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差し入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	30,594百万円
役務取引等に係る収益総額	2,049百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	2,513百万円
その他の取引に係る収益総額	4,265百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	10,621百万円
役務取引等に係る費用総額	2,455百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	594百万円
その他の取引に係る費用総額	14,891百万円

２．「その他の特別損失」は、関係会社株式及び出資等の評価損7,387百万円及び子会社株式等売却損10,483百万円であります。

３．１株当たり当期純損失金額　24円26銭

４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

５．関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
子会社・子法人等	（株）アプラスフィナンシャル（旧（株）アプラス）（注１）	所有 直接 93.5%	金銭貸借関係	当座勘定貸越取引（注２）	74,404	貸出金	120,000
				信託受益権の購入（注３）	729,928	－	－
	新生フィナンシャル（株）	所有 直接 99.8% 間接 0.2%	金銭貸借関係	当座勘定貸越取引（注２）	165,195	貸出金	152,000
				信託受益権の購入（注４）	128,656	－	－
				子会社株式の譲渡（注５）			
				譲渡代金	3,040	－	－
				譲渡損	10,480	－	－
	エー・エム・ワン合同会社	所有 ［100%］（注６）	金銭貸借関係	社債の償還（注７）	16,296	貸出金（注８）	127,853
						未収金（注８）	2,934
	パールホワイト・ワン合同会社	所有 ［100%］（注６）	金銭貸借関係	コマーシャル・ペーパーの期限前償還（注９）	289,900	－	－
				信託受益権の譲渡（注10）	227,390	－	－
				コマーシャル・ペーパーの引受（注10）	227,587	貸出金（注８）	122,943
						未収金（注８）	104,863
	パールホワイト・ツー合同会社	所有 ［100%］（注６）	金銭貸借関係	コマーシャル・ペーパーの期限前償還（注11）	234,900	－	－
	新生信託銀行（株）	所有 直接 100%	預金取引関係	債権受託に係る損失の補償（注12）	－（注12）	－	－

（注１）旧（株）アプラスは、平成22年４月１日を効力発生日とする事業持株会社体制移行に伴い、同日付で（株）アプラスフィナンシャルに社名変更しております。

（注２）事業資金の貸出を行っております。市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高で表示しております。

（注３）（株）アプラスフィナンシャルの金銭債権を裏付けとした信託受益権を、当行が取得したものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。なお、購入した信託受益権のうち452,128百万円は当事業年度中に償還済みであります。
（注４）新生フィナンシャル（株）の金銭債権を裏付けとした信託受益権を、当行が取得したものであります。
市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。
（注５）当行が保有するシンキ（株）の普通株式（株式数：8株、持ち株比率：88.8%）を新生フィナンシャル（株）に譲渡したものであります。譲渡価格は、独立第三者機関による算定価格を基に決定しております。
（注６）「議決権等の所有（被所有）割合」欄の[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
（注７）エー・エム・ワン合同会社が前事業年度において発行した社債（額面1,500億円、当行全額引受）の一部償還であります。
（注８）貸借対照表の科目表記は、当行がオリジネートした実質的な裏付資産によっております。
（注９）パールホワイト・ワン合同会社が前事業年度において発行したコマーシャル・ペーパー（額面2,900億円、うち当行引受額2,899億円）の期限前償還であります。
（注10）当事業年度において、当行の貸付債権を裏付とした優先受益権をパールホワイト・ワン合同会社に譲渡、これを裏付としてパールホワイト・ワン合同会社が発行したコマーシャル・ペーパーの額面2,300億円全額を当行が引き受けたものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。
（注11）パールホワイト・ツー合同会社が前事業年度において発行したコマーシャル・ペーパー（額面2,350億円、うち当行引受額2,349億円）の期限前償還であります。
（注12）当行子会社である新生フィナンシャル（株）およびシンキ（株）の証券化取引に関連して、両社の消費者ローン債権を新生信託銀行（株）が受託しておりますが、当該信託契約について新生信託銀行（株）の銀行勘定に損失が生じた場合には、当行が当該損失を補償する旨の書簡を新生信託銀行（株）に差し入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。また、当事業年度末受託残高は、新生フィナンシャル（株）が398,301百万円、シンキ（株）が53,936百万円であります。

(3) 兄弟会社等
該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	当期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社・子法人等を含む）	J.C.Flowers II L.P.（注１）	－	役務の提供 役員の兼任	管理報酬の受入（注２）	138	前受収益	22
				出資（注３）	104	－	－
				出資分配金	439	－	－
	J.C.Flowers III L.P.（注１）	－	役務の提供 役員の兼任	出資（注４）	3,918	－	－
				出資分配金	4,172	－	－
	NIBC Bank Ltd.（注５）	－	－	貸出参加（注６）	257	貸出金	1,001

（注１）当行役員J.クリストファー　フラワーズが会長を務めるJ.C.Flowers&Co.LLCによって運営されているファンドであります。
（注２）有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。
（注３）パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。
（注４）パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は99.95百万米ドルであります。
（注５）NIBC Bank Ltd.の議決権の100%を保有しているNIBC Holding N.V.に対して、当行役員J.クリストファー　フラワーズが49%の議決権を保有するNew NIB Limitedが間接的に支配権を有しております。
（注６）市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、当事業年度をもって貸出参加枠からの貸出実行を完了しております。

（株主資本等変動計算書関係）

１．自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　　要
自　己　株　式					
普　通　株　式	96,427	0	－	96,427	（注）
合　　計	96,427	0	－	96,427	

（注）自己株式の増加は、単元未満株式の買取による自己株式の取得であります。

２．配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当事業年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

該当ありません。

（有価証券関係）

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「商品有価証券」、「特定取引有価証券」及び「その他の特定取引資産」、並びに「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成22年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（△は損）（百万円）
売　買　目　的　有　価　証　券	△4,432
売 買 目 的 の 買 入 金 銭 債 権	△852

２．満期保有目的の債券（平成22年３月31日現在）

	種　　類	貸借対照表計上額（百万円）	時　　価（百万円）	差　額（△は損）（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	353,322	357,982	4,659
	社債	70,432	71,823	1,390
	その他	44,665	47,898	3,233
	小計	468,420	477,705	9,284
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	11,121	10,008	△1,112
	小計	11,121	10,008	△1,112
合計		479,542	487,714	8,171

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時　　価（百万円）	差　　額（百万円）
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	97,801	100,312	2,511

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	389,927
関連法人等株式	589

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」に含めておりません。

４．その他有価証券（平成22年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（△は損）（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,474	2,975	499
	債券	1,584,987	1,578,559	6,428
	国債	1,543,681	1,537,633	6,048
	地方債	1,787	1,721	66
	社債	39,518	39,204	313
	その他	107,465	91,248	16,216
	小計	1,695,927	1,672,783	23,144
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,476	10,327	△2,851
	債券	750,717	758,399	△7,681
	国債	464,563	467,211	△2,647
	地方債	－	－	－
	社債	286,153	291,187	△5,033
	その他	188,423	193,485	△5,061
	小計	946,617	962,212	△15,594
合計		2,642,545	2,634,995	7,550

（注１）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	6,791
その他	61,716
合計	68,507

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（注２）貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	
その他有価証券	7,550
時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券	121
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券	△7,309
その他有価証券評価差額金	361

（追加情報）
変動利付国債は、前事業年度末においては、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、従来の市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としておりましたが、市場価格と理論価格が乖離した状態が１年以上継続しているため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、当事業年度末においては、市場価格をもって貸借対照表価額としております。これにより、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,037百万円減少しております。

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年４月１日　至平成22年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,663	254	0
債券	1,284,114	5,626	68
国債	1,231,037	5,356	1
地方債	20,865	6	29
社債	32,212	262	37
その他	196,976	22,291	456
合計	1,484,755	28,172	525

７．流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券
平成20年10月１日付で「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券のうち、当事業年度末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記のとおりであります。
その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成22年３月31日現在）

	時価（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額（△は損）（百万円）
その他（外国債券）	46,502	45,498	△7,309

８．減損処理を行った有価証券
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。
当事業年度における減損処理額は６百万円であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50％以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（△は損）（百万円）
運用目的の金銭の信託	368,864	△32,459

２．満期保有目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

該当ありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	94,602	94,602	－	－	－

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	81,337百万円
有価証券価格償却超過額	78,729
税務上の繰越欠損金	41,683
特定金銭信託評価損益	13,207
金銭の信託未収配当金	6,309
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,280
固定資産処分損失引当金	2,853
その他	23,148
繰延税金資産小計	253,549
評価性引当額	△244,090
繰延税金資産合計	9,459
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	10,204
繰延税金負債合計	10,204
繰延税金負債の純額	745百万円

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月７日

株式会社　新　生　銀　行
取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手　塚　仙　夫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　塚　雅　博	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　本　繁　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　順　二	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第１０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第10期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき構築されている内部統制システムの状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し又は監査委員会の職務を補助する使用人をして出席せしめ、取締役及び執行役等から内部統制を含むその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し又は監査委員会の職務を補助する使用人をして閲覧せしめ、業務及び財産の状況を調査しました。なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）につき検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を執行役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年５月10日

株式会社 新生銀行　監査委員会

監査委員　高　橋　弘　幸　㊞
監査委員　伊　藤　侑　徳　㊞
監査委員　小　川　信　明　㊞
監査委員　可　児　　滋　㊞
監査委員　長　島　安　治　㊞

（注）５名の監査委員全員が、会社法第２条第15号に規定する社外取締役であります。

以　上